

行為の許可申請又は特別設置願の条件（別紙条件）

1 条件

- (1) 「滝沢市公共下水道台帳」の図面は、公共下水道管路施設、その他の内容を明示・証明するものでないので、参考図として利用すること。なお、この台帳の利用により発生した直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- (2) 道路の掘り返し規制により、掘削できない場合があります。詳細については市道路課で確認すること。
- (3) 推進管など既設下水道の状況により、接続できない場合があります。
- (4) 当該工事の滝沢市道に係る道路占用の手続きは、申請者が行うこと。ただし、国道、県道については、市から道路管理者へ申請します。
- (5) 申請書に記載のない事項は「滝沢公共下水道（汚水）管路施設設計基準」を順守すること。
- (6) 土地利用等の権利関係は当該許可又は承認の対象外なので、施工前に利害関係人の承諾を得ること。
- (7) 私道については、事前に道路利用者に工事内容を説明し、施工中や施工後に苦情があった場合は速やかに対応すること。
- (8) 施工管理については、「共通仕様書_岩手県土整備部」及び「下水道土木工事必携（案）_公益社団法人日本下水道協会」に基づき施工すること。
- (9) 道路占用権利譲渡許可を受けるまで、設置した施設は申請者が管理すること。

2 提出書類

項目	特別設置	区域外流入
申請時書類	(1) 公共下水道特別設置願 (2) 位置図、平面図、構造図 (3) 下水道台帳㊟ (4) 材料承認図 (5) 道路占用許可申請書㊟又は申請図 ※設置願の申請書印省略の時は委任状添付 ※提出部数各 2 部	(1) 公共下水道区域外流入相談票 (2) 行為の許可申請書 (3) 位置図、平面図、構造図 (4) 下水道台帳㊟ (5) 材料承認図 (6) 道路占用許可申請書㊟又は申請図 (7) 公図、登記事項要約書 (8) 確約書（分担金等について） ※提出部数各 1 部
着工時書類	道路着手届・工程表㊟（工事日の 7 営業日前までに 1 部提出）	着手届・工程表㊟（工事日の 7 営業日前までに 1 部提出）
完了時書類	(1) 公共下水道特別設置完了届 (2) 位置図、平面図、構造図（竣工） (3) 下水道台帳㊟（竣工） (4) 工事写真 (5) 道路占用権利譲渡許可申請書、道路占用許可書㊟及び道路占用完成届㊟（写真除く） ※（5）は後日提出可 ※提出部数各 1 部	(1) 公共下水道区域外流入完了届 (2) 位置図、平面図、構造図（竣工） (3) 下水道台帳㊟（竣工） (4) 工事写真 (5) 工事見積書 (6) 道路占用権利譲渡許可申請書、道路占用許可書㊟及び道路占用完成届㊟（写真除く） ※（6）は後日提出可 ※提出部数各 1 部